令和6年度 山形県強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)実施要領

1 目 的

行動障がいを有する者のうち、いわゆる「強度行動障がい」を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところです。一方、障がい特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障がいが低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られています。

このため、強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の養成を図ることを目的とします。

- ※ 平成 27 年度から行動援護従事者養成研修カリキュラムが強度行動障害支援者養成研修(基礎研修+実践研修)カリキュラムと同内容になったことにより、**平成 27 年度より、行動援護従事者養成研修を強度行動障がい支援者養成研修に統合して実施しています。行動援護従事者養成研修を修了する必要のある方は基礎研修と本研修(実践研修)を修了する必要があります。**
- 2 主 催 山形県
- 3 主 管 社会福祉法人 愛泉会

4 受講対象者

- (1) 基礎研修を修了し(今年度基礎研修受講決定者も含む)、山形県内の指定障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある障がい児・障がい者を支援対象にした業務に従事している者または障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等
 - ※ 基礎研修修了を条件としておりますので、基礎研修未修了となった場合実践研修の受講はできません。
- (2) 基礎研修を修了し(今年度基礎研修受講決定者を含む)、行動援護に係るサービスにおいて、以下に該当する方(資格要件については別添参照)
 - ① サービス提供責任者及びサービスを提供する者の資格要件を満たさない者
 - ② 現在サービス提供責任者及びサービスを提供する者として従事している者又は今後従事する予定の者

5 研修日程及び会場

全2日間の集合研修となります。

事前課題の詳細は受講決定時にお知らせします。

| 日 程 | 会 場 |
|--------------------------|-------------------------------------|
| ①令和6年11月7日(木)、11月8日(金) | 山形県庁 講堂(2階) (住所:山形市松波二丁目8番1号) |
| ②令和6年11月21日(木)、11月22日(金) | 村山総合支庁((北庁舎)(5階)(住所:村山市楯岡笛田4丁目5番1号) |

- ※ 電子申請入力フォームに受講希望日程を選択してください。受講可能な日程を第2希望まで入力することができます。ただし、申し込み状況によっては、必ずしも希望する日程になるとは限りません。(会場の定員を超える希望があった場合やグループ演習の実施に必要な人数が集まらない場合は、調整する場合があります。)
- ※ 会場や日程が変更になる場合があります。その際はあらためてお知らせします。

6 研修カリキュラム

詳細は受講決定後にお知らせします。

7 受講定員及び選定基準

120 名程度とし、定員を超える申込があった場合は、次の点を考慮して選定します。

① 行動援護に係るサービスに従事している方、または本研修の修了が加算要件になっている事業所・施設 に従事している方。

《行動援護に係るサービス、本研修が加算要件の対象となるサービス》

- ・行動援護 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・重度障害者等包括支援
- 障害児入所施設
- 生活介護
- 相談支援
- 宿泊型自立訓練

② 同一事業所から複数名申込がある場合は、優先順位の高い方。

8 受講申込

- (1) 申込に係る注意事項
- ◇ 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。通勤時間帯による混雑や天候 等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
- ◇ 離席(15分以上)をした場合欠席とします。(なお、途中退席も15分以上は欠席とみなします。) 翌年度以降受講する場合、全日程受講が必要となります。(科目の免除はありません。)
- ◇ 申込内容に不備、虚偽のある場合は受付できません。
- ◇ 同一事業所から複数名の申込みを行う場合は、必ず優先順位を付してください。
- ◇ 受講決定後の受講者の変更、追加は受け付けません。特に同一事業所内で複数名申込む場合は、各申込 者の受講優先順位の付与について御留意願います。
- ◇ 車椅子の利用、手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、電子申請の入力項目に御 記入ください。なお、詳細を確認するため直接連絡させていただく場合がありますので御了承ください。 事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。
- (2) 申込方法

電子申請と必要書類等送付の両方の申込が必要です。

1.「やまがたe申請 山形県電子申請サービス」で電子申請してください。

受講希望者1名につき1回の電子申請が必要です。電子申請の完了後、入力フォームにある『連絡先メ ールアドレス』に入力したメールアドレス宛に受講希望者毎に【申込完了通知メール】が自動発信され ます。

「電子申請の手順」を参照してください。 電子申請の流れ

①「令和6年度山形県強度行動障がい支援者養成研修の開催について」

https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25koudouengokensyu.html 「実践研修」「申込方法」にある URL リンクをクリックしてください。

または、

「 やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」

https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action

「手続き一覧」の中から、「令和6年度山形県強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)受講申込」 をクリックしてください。

- ② 利用者登録せずに申し込む方はこちら をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し利用規約 に同意した場合、**同意する**をクリックしてください。
 - ※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。
- ③ 連絡先メールアドレスを入力し、 完了する をクリックすると、折り返し入力したメールアドレス

宛に申込みフォームの URL をお送りします。

- ※ 迷惑メール対策やURL リンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は解除してください。
- ④ URL から申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。
 - ※ 氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。
 - ※ メールが届かない場合は、申込みが完了していない場合があります。
 - ※ システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。電子申請は早めに手 続きしてください。
- ⑤ 申込み完了後は自動返信メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されている ので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けください。

【申込内容を確認する場合】「申込内容の確認方法・申込内容の修正」を参照してください。

トップページから 申込内容照会 を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

(申込内容照会: https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action)

【申込内容を修正する場合】

申込内容照会 メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「**修正する**」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

※注意事項※

修正を行うには、処理状況が **[処理待ち]** もしくは **[返却中]** の申込に限られます。 申込期限後の修正はできませんので、御注意ください。

2. 申込書類を受講申込書類送付先へ郵送してください。

必要書類(下記(4)参照)を**社会福祉法人愛泉会**あて提出してください。

提出頂いた申込書類に関しては返却できません。

送付先:〒990-0033 山形市諏訪町一丁目2番7号

社会福祉法人愛泉会 研修担当

片方のみや書類不備の場合、申込みをしたと認められませんので御承知願います。

(3) 申込締切日

電 子 申 請:令和6年9月6日(金)17時00分まで手続き完了

申込書類郵送:令和6年9月6日(金)当日消印有効

- ※ 電子申請はそれ以降のアクセスは一切できません。また、期限を過ぎてからのお申し込みは全て無効となります。時間に余裕をもってお申し込みください。
- ※ 締切を過ぎたお申込みは、いかなる事情があっても受付しませんので御注意ください。
- (4) 必要書類等

書類様式を変更した申込は無効となりますので御注意ください。

【受講希望者全員】

- ① 令和6年度山形県強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)受講者推薦書(別紙2)
- ② 返信用封筒 (受講希望者1人につき封筒1枚御準備ください。)

長形3号封筒(A4用紙が三つ折りで入るサイズ。これより小さいサイズは不可。)を使用し、 94円切手を貼付のうえ、宛先(**住所・所属事業所・受講者氏名**)を記入してください。

※ <u>事業所ごとの一括送付希望は受け付けません</u>。必ず、受講希望者1人につき封筒1枚御準備ください。

【該当者のみ】

③ 他県、法人その他団体で基礎研修を修了した方のみ、修了証書の写し

※ 山形県主催の基礎研修で修了した方は不要です。

- (5) 受講の可否の決定は、令和6年9月下旬に発送する予定です。ただし、応募及び選考状況により遅れる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。
- (6) 受講の決定を受けた方は、必ず全課程受講くださるようお願いします。

遅刻及び早退した場合は修了と認められませんので御注意ください。

9 修了証書

全科目(講義・演習も含む)を修了した方には山形県知事による修了証書を交付します。なお、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

- ◇ 定められた期日に事前課題の提出がない場合
- ◇ 私語、居眠り等著しく受講態度が悪いと判断した場合(研修とは関係のない携帯電話・スマートフォン等の使用を含む)
- ◇ 他の受講者と内容が酷似した課題を提出した場合、または事前課題に空欄が多い等不備がある場合には 再提出を求める場合があります。
- ◇ 受講申込の内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正行為があった場合は、修了証書交付後であって も修了の取消し等の措置をとることがあります。

10 その他

- (1)研修の受講料として1名につき6,000円を申し受けます。(納付方法は受講決定時に連絡します。) なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。
- (2) 旅費等の研修にかかる費用は、各所属において負担してください。
- (3) 受講者に関する個人情報は、研修の受講名簿、履修状況管理、研修終了後の修了証書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
- (4) マスク着用の御協力をお願いします。
- (5) 会場規模が大きいため、個々人に合わせた温度調整が難しいことがあります。各自上着等で温度調整を お願いします。
- (6) 研修の開催に際し変更があった場合には、山形県ホームページ(下記 URL)に掲載しますので、適宜御確認ください。

https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h25koudouengokensyu.html

(7) 研修に関する問合せ、申込みは下記にお願いします。

《受講申込先、研修の内容、受講料の振込等に関する問い合わせ》

〒990-0033 山形市諏訪町一丁目2番7号

社会福祉法人愛泉会 研修担当

TEL 023-664-2117 FAX 023-664-2118

電話受付時間:平日 9時~17時00分(12時~13時を除く)

《電子申請、研修制度(資格要件等)に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当:遠藤、綿貫

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111

電話受付時間:平日 9時~16時30分(12時~13時を除く)

《加算に関する問い合わせ》

各指定権者にお問い合わせください。